

## 家電製品レンタル契約書

株式会社平田電気（以下「甲」という）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という）との間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（目的）

甲は、乙に対し、別紙レンタル物件明細（以下「物件明細」という）に記載する数量の電化製品（以下「物件」という）を貸借し、乙はこれを賃借する。

### 第2条（レンタル期間）

レンタル期間は、物件明細記載の期間とし、甲が乙の指定場所に物件を納入した日を開始日とし、甲が物件の返還を受けた日を終了日とする。

### 第3条（レンタル料金）

1. レンタル料金は物件明細記載のとおりとし、乙は甲に対し、毎月指定期日までに料金を支払う。
2. レンタル料金は1カ月単位とし、1カ月に満たない場合も日割り計算はしないものとする。

### 第4条（遅延損害金）

乙はレンタル料金など、レンタル契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、支払期日の翌日からその完済に至るまで、支払うべき金額に年14.6%（1年に満たない端数期間については、1年を365日として日割り計算による）を乗じた遅延損害金を支払うものとする。

### 第5条（引渡し）

甲は乙に対し、物件をレンタル契約開始日に引渡し、乙は物件をレンタル契約終了日に返還する。

### 第6条（善管注意義務、禁止事項）

乙は、物件を善良な管理者の注意をもって使用管理し、物件を譲渡、転貸、担保提供、その他一切の処分をしてはならない。

### 第7条（維持管理費）

1. レンタル期間中における、物件の使用に関して必要となる消耗品等の費用については、乙が負担する。
2. レンタル期間中に物件が故障等した場合の修理費用は、甲が負担する。

#### 第8条（物件の滅失、毀損）

物件が、乙の故意または過失により滅失、盗難、又は損傷して利用不能となったときは、乙は甲に対し、損害賠償金を支払わなければならない。この場合には、その支払がなされた時点で本契約は終了する。

#### 第9条（中途解約）

乙はレンタル期間から6ヶ月経過後、契約の解除を申し出ることができ、申出をした日の属する月の1か月分相当の料金を支払うものとする。

#### 第10条（契約解除）

乙がレンタル料金の支払いを怠る等、本契約に違反したときは、甲は催告通知を要せず契約を解除でき、乙は直ちに物件を甲に返還し、また甲は損害を乙に請求できるものとする。

#### 第11条（公正証書）

乙は、本契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときには強制執行を受けても異議がないことを承諾のうえ、甲から請求あり次第、乙の負担で本契約を公正証書とする。

#### 第12条（協議）

本契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、甲及び乙双方協議の上解決する。

#### 第13条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争解決につき、甲の所在地の管轄裁判所とすることに合意する。

本契約を証するものとして本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

(別紙) レンタル物件明細

	商品名	数量	料金	期間	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

